

山縣市地球温暖化対策推進実行計画 (事務事業編)

2019年度～2023年度

2019年2月

山 県 市

目 次

第1章	基本的事項	
1.	計画の目的	2
2.	計画の背景	2
3.	基準年度・計画期間・目標年度	2
4.	対象範囲	2
5.	対象とする温室効果ガス	3
第2章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1.	基準年度の温室効果ガス排出量	4
2.	要因別の排出状況	4
3.	削減目標	4
第3章	具体的な取組	
1.	再生可能エネルギーの研究	5
2.	施設設備の改善等	5
3.	物品購入等	5
4.	その他の取組	5～6
第4章	計画の推進・点検及び推進状況の公表	
1.	推進体制	6
2.	点検体制	6
3.	推進状況の公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2. 計画の背景

地球温暖化問題は、地球規模の気候変動をもたらす問題として、近年大きく取り上げられています。地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素などの温室効果ガスであるが、その排出量削減には社会全体で取り組む必要があります。国と地方公共団体は温室効果ガス削減のための率先した行動が求められており、国と地方公共団体が果たす役割は大変重要となる。地球温暖化に対する国際的な取り組みとしては、1997年に地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催した。この京都会議で採択された「京都議定書」の中で、日本は温室効果ガスの総排出量を、2008年から2012年の期間に1990年比6%削減するとの目標が定められた。これを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年10月に公布、1999年4月に施行され、各地方公共団体に対し、事務・事業に関して温室効果ガスの排出量抑制などに取り組むための「実行計画」を策定することが義務づけられた。このため、山口市（以下「本市」という。）でも、2004年2月に「山口市地球温暖化対策推進実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガスの排出量抑制に努めてきた。今回、2019年3月で計画期間終了に伴い、「実行計画」の更新・改訂を行い更なる地球温暖化対策を推進するため、本計画を定める。

3. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を2017年度とし、計画期間を2019年度～2023年度までの5年間とする。

目標年度については、2023年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 対象範囲

実行計画は、本市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。（別表）

5. 対象とする温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定されている削減対象となる、7種類のガスのうち二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

参考：温室効果ガスの種類（法第2条第3項）

ガスの種類	性質・人為的な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	<ul style="list-style-type: none">・ 代表的な温室効果ガスで、排出量も多い。・ 電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン（CH ₄ ）	<ul style="list-style-type: none">・ 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。・ 自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素（N ₂ O）	<ul style="list-style-type: none">・ 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。・ 自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	<ul style="list-style-type: none">・ 塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。・ カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン（PFCs）	<ul style="list-style-type: none">・ 炭素とフッ素だけからなるフロン。・ 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	<ul style="list-style-type: none">・ 硫黄の六フッ化物。・ 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	<ul style="list-style-type: none">・ 窒素とフッ素からなる無機化合物。・ 半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

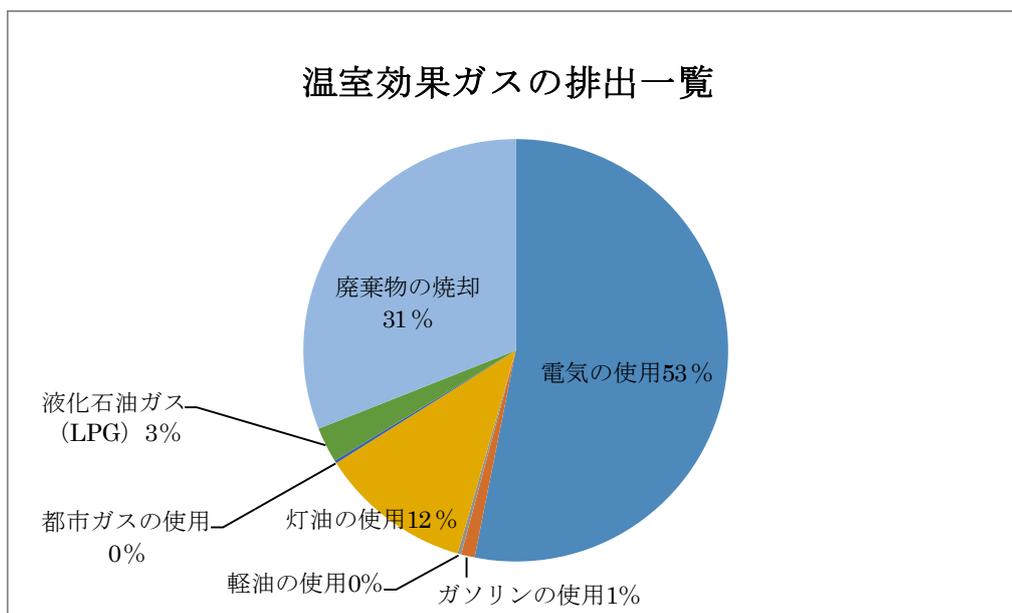
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

山県市の事務・事業における基準年度（2017年度）の温室効果ガスの排出量は、10,365 t-CO₂である。

2. 要因別の排出状況

基準年度である2017年度の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると、他から供給される電気の使用に伴う排出が全体の53%を占め、次いで廃棄物の焼却が31%で全体の84%を占めている。



3. 削減目標

2017年度を基準年度として、計画期間の最終年度である2023年度の温室効果ガス排出量を、5%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 2017年度	削減目標	目標年度排出量 2023年度
二酸化炭素 (CO ₂)	10,365 t-CO ₂	5%	9,847 t-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 再生可能エネルギーの研究

- ・安全性や効率性を見据えながら、自然エネルギーや未利用エネルギーの活用を研究する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明（LED照明等）への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、食堂等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・ブラインドやカーテンの有効利用。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・照明器具のこまめな清掃。
- ・ノー残業デーの推進と残業時の部屋の部分消灯。
- ・エレベーター利用回数の削減。
- ・施設などのライトアップの削減。
- ・クールビズ及びウォームビズを推進する。
- ・室内の設定温度を原則として冷房28℃、暖房19℃とする。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。（エコドライブの実施）
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。
- ・タイヤの空気圧を定期的に点検する。
- ・公用車の相乗りの推奨。
- ・徒歩、自転車又は公共交通機関の利用による自動車利用の抑制。

③ごみの減量、リサイクルの推進

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・各施設における廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・市公共工事でのリサイクル材料を積極的に使用。

- ・市公共工事からの建設副産物（アスファルト及びコンクリート塊）・山口市クリーンセンターにおいて生成される溶融スラグを路盤材、基礎材、再生アスファルトなどの原料の一部として積極的に使用。

④用紙類の使用料の削減

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・発行物は、ホームページへの掲載により印刷部数の削減に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水に心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・リサイクル活動、地域清掃活動や環境ボランティア活動への積的な参加の推進をする。
- ・施設の冷暖房は、利用状況に応じた管理を行う。
- ・学校での環境学習の推進。

第4章 計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「事務局」「推進担当者」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 事務局

事務局を市民環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。また、推進員は事務局にエネルギー使用量を報告する。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」からエネルギー使用量の報告を受け、進捗状況の把握を行い、点検評価を行う。

3. 推進状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回市のHP等により公表する。

(対象施設一覧)

○市役所	
山県市役所本庁舎	伊自良支所
美山支所	保健福祉ふれあいセンター
西武芸出張所	
○市関連施設	
教育センター	有線テレビ（CCY）
山県市クリーンセンター	高富児童館
子どもげんきはうす	ピッコロ療育センター
伊自良老人福祉センター	美山老人福祉センター
○避難施設	
共和町防災センター	
○公民館・多目的センター・トイレ	
高富中央公民館・高富老人福祉センター	伊自良中央公民館
美山中央公民館	高富公民館
富岡公民館	梅原公民館
桜尾公民館	大桑公民館・高富北部地区多目的研修集会センター
美里会館	谷合公民館
北山公民館	葛原公民館
北武芸公民館・美山構造改善センター	乾公民館
富波公民館	西武芸公民館
北山交流センター	柿野交流センター
美山生活改善センター	公衆トイレ（片狩）
○保育園	
高富保育園	富岡保育園

梅原保育園	大桜保育園
伊自良保育園	みやま保育園
富波保育園	いわ桜保育園
○小学校	
高富小学校	富岡小学校
梅原小学校	桜尾小学校
大桑小学校	伊自良南小学校
伊自良北小学校	美山小学校
いわ桜小学校	
○中学校	
高富中学校	美山中学校
伊自良中学校	
○文化・スポーツ・レクレーション施設	
山県市図書館・美術館・歴史民族資料館	高富中央公民館図書室
みやまジョイフル倶楽部	文化の里古田紹欽記念館
文化の里花咲きホール	市総合運動場（体育館）
伊自良総合運動公園	美山総合運動場
高富体育館	大桜グラウンド
梅原スポーツランド	葛原体育館・運動場
谷合運動場	乾体育館・運動場（旧乾小学校）
富波体育館・運動場	香り会館
伊自良ふれあい・さわやかドーム	グリーンプラザみやまコテージ村
グリーンプラザみやまキャンプ場	美山テニスコート
○公園	
みやまの森公園	あいの森山の家

ティーハウスハーブブレンド	四国山香りの森公園
伊自良フラワーパークすいげん	伊自良ハリヨ公園
梅原あおぞら公園	赤尾ふれあい公園
鏡岩公園	石田川公園
椎倉東山公園	仲町なかよし公園
北町児童公園	天王児童公園
共和町いこい広場	山王ふれあい公園
鴻ヶ池公園	芦洞川コミュニティ
天王駐輪場（高富小）	東野台児童公園
おおが城山公園	さくら公園
せせらぎ公園	上願ポケットパーク
小倉公園	新川河川公園
出戸ふれあい広場	乳児の森公園
西武芸公園	伊自良モニメント
○上下水道施設	
高富水源地	高富配水池
高富北部水源地	市洞増圧ポンプ場
雉洞増圧ポンプ場	伊自良第1水源地
伊自良第1浄水場	伊自良第1配水地
伊自良第2水源地	伊自良第2浄水場
伊自良第2配水地	伊自良第3水源地
伊自良第3浄水場	伊自良第3配水池
大門増圧ポンプ場	葛原水源地
葛原浄水場	葛原配水池
葛原塩素室	葛原沈砂池

葛原市井加圧ポンプ室	北武芸第1水源池
北武芸第2水源池	北武芸浄水場
北武芸配水池	東洞第1加圧ポンプ所
東洞第2加圧ポンプ所	乾水源地
乾浄水場	乾配水池
西武芸配水池	西武芸水源地
円原水源地	円原浄水場（第1水源地）
中央配水場	中洞配水池
中洞水源地	赤尾クリーンセンター
梅原クリーンセンター	大桑クリーンセンター
桜尾クリーンセンター	伊自良右岸クリーンセンター
伊自良左岸クリーンセンター	高富浄化センター